

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

公表日

令和3年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	(1) 予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務を行う。 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に則り、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①特措法の規定による予防接種対象者の選定及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用徴収に関する事務 (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項及び別表第1の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2) 番号法第9条第1項、別表第一の93の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 (3) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第2の17の項、18の項、19の項、115の2の項、並びに行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2の項、16の3の項、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央五丁目179番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 嘉無木栄	健康増進課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町健康増進課 電話番号 048-720-5000	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り、 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 に関する事務を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、 給付又は実費の徴収に関する事務を行う。	事後	
令和2年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5161番地 伊奈町健康増進課 電話番号 048-720-5000	郵便番号 362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央5丁目179番地 伊奈町役場 健康増進課 電話番号 048-720-5000	事後	連絡先の住所変更
令和2年11月21日	IIしきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日現在	事後	時点修正
令和2年11月21日	IIしきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日現在	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務を行う。	(1) 予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務を行う。 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に則り、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 特措法の規定による予防接種対象者の選定及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ② 接種を行うために要する費用徴収に関する事務	事後	法改正に伴う追記
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	① 別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第2の17の項、18の項、19の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条 ② 別表第2における情報提供の根拠 なし	① 別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第2の17の項、18の項、19の項、115の2の項、並びに行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第13条 ② 別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第16の2の項、16の3の項、115の2の項	事後	法改正に伴う追記
令和3年9月1日	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(1)予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務を行う。 (2)新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に則り、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①特措法の規定による予防接種対象者の選定及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用徴収に関する事務	(1)予防接種法の規定に則り、予防接種の実施、給付又は実費の徴収に関する事務を行う。 (2)新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に則り、新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①特措法の規定による予防接種対象者の選定及び臨時に行う予防接種の実施に関する事務 ②接種を行うために要する費用徴収に関する事務 (3)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム、総合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(1)番号法第9条第1項及び別表第1の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2)番号法第9条第1項、別表第一の93の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	(1)番号法第9条第1項及び別表第1の10の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 (2)番号法第9条第1項、別表第一の93の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 (3)番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	